くろまぐろ型の数量管理に関する千葉県計画 (試行)

平成28年 7月 1日 公表 平成28年12月12日 一部変更

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、ひき縄漁業、はえなわ漁業及び定 置網漁業を中心に漁獲されるが、本種の資源状況がこれまでの最低水準 付近になっていることから、より一層の適切な管理が必要であるため、 本県においても本種が更に安定的で持続的なものとなるよう、国の基本 計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について適切な管理措置 を講じることとする。
- 2 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の 数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に 努めることとする。
- 3 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に 行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を 取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であ り、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産総合研究セ ンターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の 充実強化を図ることする。
- 4 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について千葉県に定められた数量に関 する事項

1 太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下、「小型魚」という。)について、太平洋南部・瀬戸内海ブロック(ひき縄漁業、はえなわ漁業等)及び定置網の共同管理分(定置網漁業)の漁獲上限は次表のとおりである。

	平成28年の	管理の対象と	構成都道府県名
	知事管理量	なる期間	
太平洋南部·	38.8トン	第2管理期間	単県
瀬戸内海			
ブロック			
(ひき縄漁業、			
はえなわ漁業			
等)			
定置網の共同	482.1トン		北海道、青森県(太平洋北部)、
管理分			岩手県、秋田県、宮城県、山形
(定置網漁業)			県、新潟県、富山県、石川県、
			千葉県、宮崎県、福井県、京都
			府、兵庫県、鳥取県、佐賀県
			及び鹿児島県

- 2 太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲 量が4,882トンを超えないよう管理する。
- 第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項 定めなし。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、水産庁提示ルール(平成28年1月4日付け27水管第1915号水産庁資源管理部長通知)、太平洋南部・瀬戸内海ブロックの管理規程及び定置網の共同管理に係る基本的枠組みに基づき管理を実施することとし、第2に示した知事管理量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるよう関係漁業者に指導するものとする。

1 ひき縄漁業、はえなわ漁業等(定置網漁業以外の漁業)

第2の1の知事管理量の漁獲上限を超えないよう漁獲状況に応じて (1)~(5)の取組内容を実施するよう関係漁業者に指導する。ただ し、知事管理量の7割又は8割到達時において、過去の実績等から管理 の対象となる期間内に知事管理量を超過するおそれが明らかに無い場合 には操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の取り組みについては見合 わせることができる。

(1) 通常時

- ・1.5キログラム未満で生きている個体の放流に努める。
- (2) 第2の1の知事管理量の7割到達時
 - ・操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に努める。
 - ・1.5キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。
- (3) 第2の1の知事管理量の8割到達時
 - ・操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に取り組む。
 - ・1.5キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。
- (4) 第2の1の知事管理量の9割到達時
 - ・目的操業の自粛実施に努める。
 - ・操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に取り組む。
 - ・30キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。
- (5) 第2の1の知事管理量の9割5分到達時
 - ・目的操業の自粛を実施する。
 - ・混獲された30キログラム未満で生きている個体については、放流する。

2 定置網漁業

第2の1の知事管理量の漁獲上限を超えないよう下表の本県の期間別の累積の漁獲上限目安に対し、漁獲状況に応じて、次の(1)~(5)の各取組内容から少なくとも1つ以上の取り組みを選択し、実施するよう関係漁業者に指導する。ただし、過去の実績等から管理の対象となる期間内に漁獲上限目安を超過するおそれが明らかに無い場合には休漁相当の取り組みについては、一時見合わせすることができる。

	7~2月	3~6月
累積の漁獲上限目安	10.5トン	11.5トン
		(1.0トン)

(1) 通常時

- ・漁業協同組合(以下、「漁協」とする。)ごとに連続した7日間において1トン以上の漁獲があった場合、網起こし回数の削減に努める。
- ・1.5キログラム未満の生きている個体の放流に努める。
- (2) 本県の期間別の累積の漁獲上限目安の7割到達時
 - ・網起こし回数の削減に努める。
 - ・30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- (3) 本県の期間別の累積の漁獲上限目安の8割到達時

- ・網起こし回数の削減に取り組む。
- ・漁協ごとに150キログラム以上の漁獲が3日間連続した場合、輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等(休漁相当)の実施に努める。
- ・30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- (4) 本県の期間別の累積の漁獲上限目安の9割到達時
 - ・網起こし回数の削減に取り組む。
 - ・漁協ごとに100キログラム以上の漁獲が3日間連続した場合、輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等(休漁相当)の措置に取り組む。
 - ・30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- (5)本県の期間別の累積の漁獲上限目安の9割5分到達時
 - ・網起こし回数の削減に取り組む。
 - ・輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等(休漁相当)に取り組む。
 - ・30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- 3 水産庁提示ルールに基づき漁獲量を報告するため、関係漁協に対し、 所属組合員の漁獲量を取りまとめて県へ報告するよう周知徹底する。
- 4 第2及び第3に示した知事管理量の消化状況に応じて、ひき縄漁業、はえなわ漁業等は太平洋南部・瀬戸内海ブロック管理規程により、水産庁からの技術的な助言を必要に応じて得ながら、一定割合に達した時点で警報等(7割で注意報、8割で警報、9割で特別警報)を発出し、9割5分に達した際は操業自粛を関係漁業者に要請する。なお、定置網漁業については、第2管理期間における定置網の共同管理に係る基本的枠組みにより、警報や操業自粛を関係漁業者に要請する。
- 5 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。
 - ① 漁業者の取組について周知を図る。
 - ② 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
 - ③ 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁者及び遊漁船業者に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 水産庁提示ルール、太平洋南部・瀬戸内海ブロックの管理規程及び定置網の共同管理に係る基本的枠組みに基づき、漁獲が積み上がった場合には、次のとおりの頻度で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

- (1) ひき縄漁業、はえなわ漁業等については、第2及び第3の数量の消化状況に応じて以下のとおりとする。
 - ① 7割を超え9割に達するまで:月2回(1~15日、16日~末日)
 - ② 9割を超えた場合:月3回(1~10日、11~20日、21日~末日)
- (2) 定置網漁業については、第2及び第3の数量、又は第4の2の累積の漁獲上限目安の数量の消化状況に応じて以下のとおりとする。
 - ① 7割を超え9割に達するまで:月2回(1~15日、16日~末日)
 - ② 9割を超えた場合:月3回(1~10日、11~20日、21日~末日)
- 2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県 内関係者へフィードバックするとともに、ブロックを構成する又は共同 で管理する各都道府県に通知する。